第78期
定時株主総会招集ご通知

日 時 **平成30年6月28日(木曜日)午前10時**
(受付開始 午前9時)

場 所 **任天堂本社開発棟　7階会議室**



郵送およびインターネット等による議決権行使期限
平成30年6月27日(水曜日)午後5時まで

目　次

招集ご通知 ……1
株主総会参考書類 ……3
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

添付書類
事業報告……10
連結計算書類 ……22
計算書類 ……24
監査報告書……26

任天堂株式会社

証券コード 7974

株 主 各 位

(証券コード 7974)
平成30年6月6日
京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1
任天堂株式会社
代表取締役社長　君島 達己

第78期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月27日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　**平成30年6月28日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）**

2. 場　　所　京都市南区東九条南松田町2番地1　**任天堂本社開発棟 7階会議室**

3. 目 的 事 項

報 告 事 項　1. 第78期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項　**第１号議案**　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役4名選任の件

以　上

議決権行使について



当日ご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(午前9時より受付を開始いたします。)
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申しあげます。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
平成30年6月27日(水曜日)
午後5時までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、
平成30年6月27日(水曜日)
午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。
※詳細は30頁をご確認ください。

(1) 株主でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申しあげます。
(2) 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものといたします。
(3) インターネット等により複数回にわたって議決権の行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。

---

1. 株主総会参考書類および添付書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト(https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 法令および定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト(https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
   (1) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書　(2) 連結計算書類の連結注記表
   (3) 計算書類の株主資本等変動計算書　(4) 計算書類の個別注記表
   したがって、本添付書類は、監査等委員会および会計監査人がそれぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
3. 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイト(https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html)に掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。
4. 株主総会当日にご出席願えない株主の皆様のため、会場での質疑応答要旨を、後日当社ウェブサイト(https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html)にて掲載する予定ですので、ご参照ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、会社の成長に必要な研究開発や設備投資等を内部留保資金でまかなうことを原則とし、将来の経営環境の変化への対応や、厳しい競争に勝ち抜くため、財務面での健全性を維持しつつ、株主の皆様への直接的な利益還元については、各期の利益水準を勘案した配当により実施することを基本方針としております。

具体的には、「連結営業利益の33％を配当金総額の基準として発行済株式の総数（期末時点で保有する自己株式数を除く。）で除した金額」または「連結配当性向50％を基準とした金額」（いずれも10円未満を切り上げ）の高い方を1株当たりの年間配当金とすることとしております。

当期の期末配当に関する事項につきましては、この基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

1．株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金480円　総額57,660,369,120円

なお、中間配当金として1株につき110円お支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき590円（連結配当性向50.8%）となります。

2．剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）君島達己、宮本茂、高橋伸也、古川俊太郎、塩田興の5氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会はすべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号
1

宮本（みやもと）　茂（しげる）

再任

生年月日
昭和27年11月16日生

所有する当社株式の数
100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年 4 月	当社入社
平成12年 6 月	取締役（現在） 情報開発本部長
平成14年 5 月	専務取締役 代表取締役（現在）
平成27年 9 月	フェロー（現在）

候補者とした理由

長年にわたり代表取締役を務めるとともに、ソフト開発の責任者そして指導者として、開発部門を牽引してまいりました。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号
2

高橋 伸也（たかはし しんや）

再任

生年月日
昭和38年11月9日生

所有する当社株式の数
100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成元年４月	当社入社
平成24年７月	企画開発本部副本部長
平成25年６月	取締役（現在） 企画開発本部長
平成27年９月	企画制作本部長（現在） ビジネス開発本部・開発総務本部管掌（現在）
平成28年６月	常務執行役員（現在）

候補者とした理由

取締役として経験・実績を重ねるとともに、ソフト開発の責任者として、開発力の長期的な維持・成長に努めております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号
3

古川 俊太郎（ふるかわ しゅんたろう）

再任

生年月日
昭和47年1月10日生

所有する当社株式の数
100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成６年４月	当社入社
平成24年５月	株式会社ポケモン社外取締役
平成27年７月	経営企画室長（現在）
平成28年６月	取締役（現在） 常務執行役員（現在） 経営統括本部管掌（現在）
平成28年９月	グローバルマーケティング室担当（現在）

候補者とした理由

海外子会社勤務や経理部、経営企画室等の企画・管理部門における豊富な業務経験と幅広い見識を有し、当社事業に精通しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号
4

塩田（しおた）　興（こう）

再任

生年月日
昭和44年8月7日生

所有する当社株式の数
100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成 4 年 4 月　当社入社
平成27年 9 月　技術開発本部長（現在）
平成28年 6 月　執行役員
平成29年 6 月　取締役（現在）
　　上席執行役員（現在）

候補者とした理由

開発部門における豊富な業務経験を有しており、ハード開発の責任者として、開発力の長期的な維持・成長に努めております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号
5

柴田（しばた）　聡（さとる）

新任

生年月日
昭和37年9月4日生

所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年 4 月　当社入社
平成11年 2 月　Nintendo Australia Pty Limited社長
平成12年 6 月　Nintendo of Europe GmbH社長（現在）
平成28年 6 月　執行役員（現在）
平成30年 5 月　株式会社ポケモン社外取締役（現在）

候補者とした理由

海外マーケティングにおける豊富な業務経験を有するほか、海外子会社社長を歴任し、会社経営にも精通しております。取締役会の意思決定機能および監督機能を強化し、当社の企業価値向上に資すると判断して、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役 野口直樹、水谷直樹、三田村善生、梅山克啓の4氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

野口（のぐち） 直樹（なおき）

再任

生年月日
昭和29年2月8日生

所有する当社株式の数
100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年 6 月　当社入社
平成22年 5 月　企画開発管理部長
平成26年 3 月　人事本部副本部長
平成28年 6 月　取締役（常勤監査等委員）（現在）

候補者とした理由

開発・システム部門や人事部等の多様な部門における豊富な業務経験と幅広い見識を有し、当社事業に精通しております。 監査等委員として、内部監査部門等との連携や当社の監査・監督体制の強化に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

水谷（みずたに） 直樹（なおき）

再任　社外　独立役員

生年月日
昭和25年12月22日生

所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年 4 月　弁護士登録
平成 元 年 5 月　弁理士登録
平成 元 年 6 月　水谷法律特許事務所開設
平成15年 6 月　当社監査役
平成26年 6 月　当社取締役
平成28年 6 月　当社取締役（監査等委員）（現在）

〈 重要な兼職の状況 〉

水谷法律特許事務所　所長

候補者とした理由

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士・弁理士として企業法務の実務に長年携わっており、その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号
3

梅山 克啓（うめやま かつひろ）

再任　社外　独立役員

生年月日
昭和40年7月29日生

所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成 6 年 3 月　公認会計士登録
平成11年 7 月　梅山公認会計士事務所開設
平成11年 8 月　税理士登録
平成11年10月　梅山税理士事務所（現梅山税理士法人）開設
平成17年11月　株式会社クラウディア（現株式会社クラウディアホールディングス）社外監査役
平成21年 7 月　梅山税理士法人代表社員（現在）
平成24年 6 月　当社監査役
平成27年11月　株式会社クラウディアホールディングス社外取締役（監査等委員）（現在）
平成28年 6 月　当社取締役（監査等委員）（現在）

〈 重要な兼職の状況 〉
梅山公認会計士事務所　所長
梅山税理士法人　代表社員
株式会社クラウディアホールディングス　社外取締役（監査等委員）

候補者とした理由

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士として企業会計・税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号
4

山嵜 正雄（やまざき まさお）

新任　社外　独立役員

生年月日
昭和31年6月16日生

所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和50年 4 月　大阪国税局入局
平成22年 7 月　大阪国税局港税務署長
平成28年 7 月　大阪国税局東税務署長
平成29年 8 月　税理士登録
平成29年 9 月　山嵜正雄税理士事務所開設

〈 重要な兼職の状況 〉
山嵜正雄税理士事務所　所長

候補者とした理由

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、税務署長を歴任し、税理士として企業税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断して、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 水谷直樹氏、梅山克啓氏および山嵜正雄氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
3. 水谷直樹氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年、うち監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 梅山克啓氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、水谷直樹氏および梅山克啓氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、本株主総会において両氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
6. 山嵜正雄氏が監査等委員である社外取締役に選任され就任した場合、当社は、同氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

以 上

事業報告（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の状況は、Nintendo Switchでは、全世界でハードウェアの販売が好調に推移し、販売台数は1,505万台となりました。ソフトウェアでは、『スーパーマリオ オデッセイ』が世界中で人気を博し1,041万本の大ヒットを記録しました。加えて、『マリオカート8 デラックス』が922万本、『Splatoon 2』が602万本を販売するなど、ミリオンセラータイトル数はソフトメーカー様のタイトルを含めて12タイトルとなりました。これらの結果、当期のソフトウェアの販売本数は6,351万本となりました。

ニンテンドー3DSでは、ハードウェアの販売はNintendo Switchの発売後も各地で堅調に推移し、当期における販売台数は640万台となりました。ソフトウェアでは、『ポケットモンスター ウルトラサン・ウルトラムーン』が751万本の販売を記録するなど、販売本数は3,564万本となりました。

ゲーム専用機におけるデジタルビジネスでは、主にNintendo Switchでのデジタル販売が好調だったことにより、デジタル売上高(※)合計は608億円（前期比87％増）となりました。

その他、当期に発売した「ニンテンドークラシックミニ スーパーファミコン」が各地で人気となり、528万台の販売を記録したほか、amiibo（アミーボ）の販売も前期を上回り、フィギュア型が約1,030万体、カード型が約580万枚の販売となりました。

スマートデバイスビジネスでは、前期までに配信を開始した『スーパーマリオ ラン』『ファイアーエムブレム ヒーローズ』に加え、当期に『どうぶつの森 ポケットキャンプ』の配信を開始いたしました。これらのアプリは国内外で多くのお客様に楽しんでいただいており、スマートデバイス・IP関連収入等の売上高は393億円（前期比62％増）となりました。

これらの状況により、売上高は1兆556億円（前期比115.8％増、うち、海外売上高7,944億円、海外売上高比率75.3％）、営業利益は1,775億円（前期比504.7％増）となりました。また、経常利益は1,993億円（前期比295.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,395億円（前期比36.1％増）となりました。

(※)当期末より「ダウンロード売上高」の呼称を「デジタル売上高」に変更しております。

(2) 資金調達および設備投資の状況

当期におきましては、グループ各社とも増資等の外部からの重要な資金調達は行っておりません。また、当社グループ全体で130億82百万円の設備投資を実施いたしました。そのうち主なものは、研究開発設備であります。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、「世の中の人々を、商品やサービスを通じて笑顔にしていく」という信念のもと、年齢・性別・過去のゲーム経験を問わず、誰もが楽しめる商品を提案することで、「任天堂IP（知的財産）に触れる人口を拡大する」ことに注力してまいります。

この基本戦略をベースに、持続的成長を実現するための戦略として、「ゲーム専用機ビジネスの拡大」と「スマートデバイスビジネスの確立」を推進してまいります。「ゲーム専用機ビジネス」では、これまで通りソフトウェア主導でハード・ソフト一体型のユニークなビジネスを経営の中核とし、任天堂独自のプラットフォームビジネスに今後も積極的に資源投入を行ってまいります。「スマートデバイスビジネス」では、事業領域の拡大を図るべく、収益の大きな柱の1つとして育てていくことで、経営基盤の強化を図るとともに、ゲーム専用機ビジネスとの相乗効果を狙い、当社ビジネス全体の最大化を目指してまいります。

また、ゲームビジネス以外においても、テーマパークや映像コンテンツ、キャラクターグッズなど、パートナー企業様との提携を通じて積極的に任天堂IPを活用してまいります。これらの取り組みにより、現在、私たちのゲーム機で楽しんでいらっしゃる方はもちろん、過去に私たちのゲーム機で楽しんでこられた方やこれまで私たちのゲーム機で遊ばれたことがない方など、すべてのお客様に多方面から任天堂IPをアピールすることにより、ビジネスのあらゆる可能性を追求し、当社の企業価値を向上させていきたいと考えております。

以上の経営戦略のもと、家庭用据置型ゲーム機でありながら持ち運ぶことができるNintendo Switchは、「いつでも、どこでも、誰とでも」楽しむことができるという新しい提案を受け入れていただいておりますが、当期の好調な勢いを活かしながら、今後はより幅広い層のお客様へ訴求を図り、普及拡大に努めてまいります。

具体的には、新しいあそびの提案として4月に発売した『Nintendo Labo』に加え、6月に『マリオテニス エース』を、また、年内に人気シリーズである『大乱闘スマッシュブラザーズ（仮称）』を発売予定です。さらにソフトメーカー様からも有力タイトルの発売が予定されております。9月からは、Nintendo Switchのオンライン機能を拡充した有料サービス「Nintendo Switch Online」を開始いたします。発売済みの人気タイトルの販売をさらに伸ばすとともに、魅力あるタイトルを継続的に投入し、プラットフォームの活性化を目指してまいります。

ニンテンドー3DSについては、引き続き、より幅広い層のお客様に遊んでいただくことを目指してまいります。全世界累計販売台数が7,200万台を超えているハードウェアの普及基盤と、豊富なソフトウェアラインアップを活かし、定番タイトルの販売拡大に努めてまいります。

スマートデバイスビジネスでは、当期までに配信したアプリをより多くのお客様に継続して楽しんでいただくとともに、『Mario Kart Tour』『ドラガリアロスト』などの新しいゲームアプリの配信によりビジネスの拡大に努めてまいります。

今後も時代に合わせて柔軟に自らを変化させ、「娯楽は他と違うからこそ価値がある」という「独創」の精神を大切にし、お客様に良い意味で驚いていただける商品やサービスを提供してまいります。

これらの取り組みのもと、引き続き社業の発展に邁進する所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　分	第75期 平成27年３月期	第76期 平成28年３月期	第77期 平成29年３月期	第78期 平成30年3月期 (当連結会計年度)
売上高	549,780	504,459	489,095	**1,055,682**
営業利益	24,770	32,881	29,362	**177,557**
経常利益	70,530	28,790	50,364	**199,356**
親会社株主に帰属する当期純利益	41,843	16,505	102,574	**139,590**
1株当たり当期純利益	353円49銭	137円40銭	853円87銭	**1,162円30銭**
総資産	1,352,944	1,296,902	1,468,978	**1,633,748**
純資産	1,167,556	1,160,901	1,250,972	**1,323,574**
自己資本比率	86.3%	89.5%	85.2%	**80.7%**
1株当たり純資産額	9,862円52銭	9,662円73銭	10,412円59銭	**10,980円45銭**

(注)1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
任天堂販売株式会社	300百万円	70%	ゲーム専用機の販売
Nintendo of America Inc.	110百万米ドル	100%	ゲーム専用機の販売
Nintendo of Europe GmbH	30百万ユーロ	100%	ゲーム専用機の販売

(6) 主要な事業内容

当社グループは、主にゲーム専用機（ハードウェア・ソフトウェア）の開発、製造および販売を行っております。また、スマートデバイス向けのゲームビジネスも展開しております。主な製品は次のとおりであります。

○ニンテンドー3DS、Nintendo Switch、amiibo

○トランプ・かるた

(7) 主要な拠点

当　社：本社（京都）、東京支店、宇治工場（京都）

子会社：任天堂販売株式会社（東京）、Nintendo of America Inc.（アメリカ）、Nintendo of Europe GmbH（ドイツ）

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
5,501名	335名増

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　400,000,000株

(2) 発行済株式の総数　141,669,000株(自己株式 21,543,231株を含む。)

(3) 株主数　48,200名

(4) 大株主

株　主　名	持株数(百株)	持株比率(%)
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	102,064	8.50
㈱京都銀行	58,802	4.90
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)	53,544	4.46
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	50,589	4.21
野村信託銀行㈱(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	47,647	3.97
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	44,719	3.72
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口5)	23,532	1.96
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	19,815	1.65
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	18,819	1.57
㈱ディー・エヌ・エー	17,594	1.46

(注) 1. 当社の自己株式は、上表から除外しております。
2. 持株比率は当社の自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	君島達己		
代表取締役	宮本　茂	フェロー	
取締役 常務執行役員	高橋伸也	企画制作本部長 ビジネス開発本部・ 開発総務本部管掌	
取締役 常務執行役員	古川俊太郎	経営企画室長 経営統括本部管掌 グローバルマーケティング室担当	
取締役 上席執行役員	塩田　興	技術開発本部長	
取締役 (常勤監査等委員)	野口直樹		
取締役 (監査等委員)	水谷直樹		水谷法律特許事務所 所長
取締役 (監査等委員)	三田村善生		三田村善生税理士事務所 所長 株式会社間口 社外監査役
取締役 (監査等委員)	梅山克啓		梅山公認会計士事務所 所長 梅山税理士法人 代表社員 株式会社クラウディアホールディングス 社外取締役(監査等委員)

(注) 1. 取締役(監査等委員)水谷直樹氏、三田村善生氏および梅山克啓氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 取締役(監査等委員)三田村善生氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)梅山克啓氏は、公認会計士および税理士として企業会計・税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)水谷直樹氏、三田村善生氏および梅山克啓氏が兼職している上記の法人等と当社との間には特別の関係はありません。
5. 取締役、執行役員および使用人等からの情報収集および内部監査室との十分な連携を通じて、監査等委員会による監査・監督機能の強化を図るため、野口直樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 平成29年6月29日開催の第77期定時株主総会において、新たに塩田興氏が取締役に選任され、就任いたしました。また、同氏は、同日付で上席執行役員に就任いたしました。
7. 平成29年6月29日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって、竹田玄洋氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
8. 株式会社クラウディアは、平成29年9月1日付で株式会社クラウディアホールディングスに商号変更しております。
9. 株式会社間口は、平成30年4月1日付で間口ホールディングス株式会社に商号変更しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 水谷直樹氏、三田村善生氏および梅山克啓氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等

① 報酬等の額の決定に関する方針

取締役(監査等委員を除く)および取締役(監査等委員)の報酬については、株主総会の決議により、取締役(監査等委員を除く)および取締役(監査等委員)ごとの報酬限度額を決定しております。

取締役(監査等委員を除く)の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績向上に対するインセンティブを高めることを目的とした業績連動型の変動報酬によって構成しております。固定報酬は各取締役の役職・役割に応じて取締役会が決定し、変動報酬は連結営業利益を指標とし、各取締役の役職に応じたポイントをもとに取締役会が定めた算式により算出しております。

取締役(監査等委員)の報酬は、業務執行を行う取締役から独立した立場にあることを考慮し、固定報酬のみで構成しております。

② 取締役の報酬等の額

取締役(監査等委員を除く)	6名	504百万円
取締役(監査等委員)	4名	61百万円
(上記のうち社外取締役	3名	28百万円)

(注)1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第76期定時株主総会において、年額500百万円以内の固定報酬枠と当該事業年度の連結営業利益の0.2%以内の業績連動型の変動報酬枠に区分して決議いただいております。なお、当該事業年度に係る業績連動給与は310百万円で、上記取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額に含まれております。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与含む)は含まれておりません。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第76期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役(監査等委員)	水谷直樹	当期開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士・弁理士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役(監査等委員)	三田村善生	当期開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役(監査等委員)	梅山克啓	当期開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社の当期に係る会計監査人の報酬等の額

PwC京都監査法人　　94百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

PwC京都監査法人　　114百万円

(注)当社の主な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、会計監査人から必要な資料の提出や報告を受けた上で、監査計画の内容および報酬見積額の算定根拠、従前の監査内容および監査報酬額との比較等について確認し、検討した結果、会計監査人の当期の報酬等について適切であると判断し、同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社においては、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図っています。また、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、コンプライアンス・プログラム（法務リスク管理方針）を定め、コンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、コンプライアンス委員会を設置して「コンプライアンス・マニュアル」の策定その他コンプライアンスの推進施策を実施しています。このほか、不正行為の早期の発見および是正を図るため、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を設置しています。

また、監査等委員会による定期的な監査のほか、社長直轄の内部監査室が内部監査を通じて、各部門の内部統制の運営および財務報告プロセスが適切かつ有効であるかを定期的に評価するとともに、改善等の施策を提案・助言しています。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で臨むこととし、社内に対応統括部署を設け、会社全体として対応する体制としています。また、有事に備えて、平時より、警察や弁護士等の外部専門機関との連携体制を構築しています。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社においては、取締役の職務執行に係る情報は、取締役会、経営会議その他重要な会議に関する議事録および稟議書等の文書（電磁的記録を含む。）として記録し、社内規程に基づきそれぞれ適切な年限を定めて保存および管理する体制としています。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、各部門がそれぞれ所管する業務に付随するリスクを管理することを基本としています。また、内部監査室が各部門のリスク管理体制をモニタリングし、改善等の施策の提案・助言を行う体制としています。さらに、コンプライアンス委員会のもと、各部門におけるコンプライアンスの徹底を推進する体制としています。このほか、製品安全委員会等を設け、製品の安全性を保証し、製品事故発生の防止と、万一、発生した時には速やかな対応を図ることとしています。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、原則として毎月1回開催の取締役会のほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）で構成される経営会議を原則として毎月2回開催し、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としています。

また、経営の意思決定および監督機能と業務執行

機能を分離させるとともに業務執行権限の委譲を推進し、業務執行における責任の所在を明確にするために執行役員制度を導入しています。業務執行については、社内規程において職務分掌および責任権限を定めることで、業務の組織的かつ効率的な運営を図っています。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

各子会社における業務の適正を確保することにより、当社グループ全体での業務の適正の確保を推進する体制としています。

子会社におけるリスクの管理と業務の効率的な遂行等を図るため、当社においては、子会社を適用対象とした社内規程を制定しています。当該規程に基づき、当社主管部門が、それぞれ担当する各子会社から必要に応じて情報等の提供を受けて経営状況等の把握・管理を行うとともに、各子会社における重要な事項については当社の事前承認を要することとしています。

また、子会社に対しては、当社の会計監査人による監査のほか、当社の監査等委員会による監査も必要に応じて行っています。当社の内部監査室も適宜子会社について内部監査を行い、内部統制に関する指導または協力を行っています。主要な子会社には内部監査部門を設置し、当社関係部門の協力のもと、各社の規模や各地域の法制等の実情に従った内部統制システムの構築を推進しています。

当社グループ全体のコンプライアンスの強化・推進を図るため、当社は、各子会社に対して必要に応じてコンプライアンスに関する指導または協力を行うほか、主要な子会社には、当社に直接通報を行うことのできる内部通報制度を設置しています。また、当社と主要な海外子会社のトップマネジメント等により構成するグローバル・コンプライアンス・コンファレンスのもと、各社のコンプライアンス責任者による定期的な会議を行っています。

⑥当社の監査等委員会の職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

・当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社においては、監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会室を設置し、同室には専属の使用人を配置しています。当該使用人は監査等委員会の指示に基づき、監査等委員会の職務の補助に係る業務を行います。

当該使用人の独立性と、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命と異動は監査等委員会の同意に基づき行います。

・当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社の社長は、当社の監査等委員と定期的な会議を行うほか、適時に法定事項を報告するようにしています。また、当社の内部監査室は、内部監査の結果を当社の監査等委員会に適時に報告し、さらに当社の取締役等は、子会社の取締役等から報告を受けた事項、その他当社および子会社に係る業務執行に関する事項を必要に応じて当社の監査等委員会に報告しています。

また、当社の監査等委員会への報告者に対して、不利益な取扱いを行うことはありません。

・その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、取締役会に出席するほか、必要と判断する重要な委員会や会議に参加することを通じて監査が実効的に行われることを確保するとともに、監査等委員がその職務の執行に関して費用の請求をした場合は、法令に則り、社内規程に基づき処理しています。

⑦財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の整備・運用を適切に実施しています。また、継続的に運用評価・有効性の確認を行い、必要な改善策を実施しています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、ならびに当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役および各本部長を主たる構成員とするコンプライアンス委員会が策定したコンプライアンスに関する活動計画に基づき、社内研修の実施や各部門に設置されたコンプライアンス担当責任者による担当部門のモニタリング等により、法令等の遵守を確保しています。

損失の危険(リスク)の管理については、内部監査室が各部門で実施しているリスクの管理状況をモニタリングするとともに、残存するリスクを可能な限り定量化することで、各部門におけるリスク管理体制の改善等を図るための施策の提案や助言を行っています。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制、ならびに当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会および経営会議における決議および報告事項の取扱いの基準を定めた「取締役会規則」や「経営会議規則」に基づき、取締役会および経営会議を運営するほか、取締役会付議事項を事前に経営会議において審議することで、効率的かつ適正な取締役の職務執行を行っています。また、当社では経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離させ、業務執行権限の委譲を促進することで、業務執行における責任の所在を明確にするとともに、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するために執行役員制度を導入しています。業務執行を担当する各取締役および執行役員については委嘱範囲や担当部門を指定し、その役割と責任を明確にしています。

取締役会議事録や稟議書等の取締役の職務執行に関する情報は、関係法令および「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切な保存および管理を行っています。

③企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社に対しては、「関係会社管理規程」に基づ

き、当社の主管部門が経営状況等の把握および管理を行うほか、当社の事前承認を要する事項については、定められた決裁基準により決裁を行うことで、子会社の業務の適正を確保しています。

また、子会社に対しては、当社の会計監査人および監査等委員が往査を含む監査を実施するほか、内部監査室が適宜内部監査を実施し、必要に応じて、内部統制やリスク管理について指導および助言を行っています。

当社のコンプライアンス担当部門は、主要な海外子会社のコンプライアンス責任者と定期的に会議を開催し、コンプライアンスに関する各子会社の取り組み状況の確認と各地の法規制や今後の課題等についての意見交換を行っています。

④当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会に出席するとともに、コンプライアンス委員会等の重要会議にも適宜出席することで、取締役および使用人から必要な報告を受けています。また、社外取締役を含めた監査等委員と社長との間で四半期毎に会議を開催し情報交換を行うほか、内部監査室と連携し、同室が実施する内部監査等に関する報告を聴取しています。

(3)株式会社の支配に関する基本方針

当社の取締役会は、当社が公開会社としてその株式の自由な売買が認められている以上、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われた場合にそれに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付けや買収提案の中には、その目的等から見て対象企業の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのあるものの存在も否定できないところであり、そのような買付けや買収提案は不適切なものであると考えております。

現在のところ、当社においては、株式の買付けや買収提案が行われた場合の具体的な取り組みはあらかじめ定めてはおりませんが、このような場合に備えた体制については既に整備しております。また、株主の皆様に対して善管注意義務を負う経営者の当然の責務として、株式の買付けや買収提案に際しては、慎重に当社の企業価値・株主共同の利益への影響を判断し、適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家も起用して株式の買付けや買収提案の評価および買付者や買収提案者との交渉を行うほか、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうと判断される株式の買付けや買収提案に対しては、具体的な対抗措置の要否および内容を決定し、実行する体制を整えます。

なお、いわゆる「買収防衛策」の導入につきましては、買収行為に係る法制度や判例、関係当局の見解等を踏まえ、今後も検討を継続してまいります。

本事業報告中に記載の金額、株数につきましては表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

連結貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**1,276,764**
現金及び預金	744,555
受取手形及び売掛金	69,829
有価証券	243,431
たな卸資産	141,795
繰延税金資産	10,834
その他	66,405
貸倒引当金	△87
固定資産	**356,984**
有形固定資産	**83,926**
建物及び構築物	36,094
機械装置及び運搬具	1,450
工具、器具及び備品	3,915
土地	41,812
建設仮勘定	653
無形固定資産	**14,020**
ソフトウェア	11,487
その他	2,533
投資その他の資産	**259,037**
投資有価証券	198,538
繰延税金資産	37,094
退職給付に係る資産	7,931
その他	15,503
貸倒引当金	△30
資産合計	**1,633,748**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**278,076**
支払手形及び買掛金	138,015
未払法人税等	43,390
賞与引当金	3,217
その他	93,452
固定負債	**32,097**
退職給付に係る負債	16,609
その他	15,487
負債合計	**310,173**
純資産の部	
株主資本	**1,337,369**
資本金	10,065
資本剰余金	13,742
利益剰余金	1,564,240
自己株式	△250,679
その他の包括利益累計額	**△18,334**
その他有価証券評価差額金	16,402
為替換算調整勘定	△34,736
非支配株主持分	**4,540**
純資産合計	**1,323,574**
負債純資産合計	**1,633,748**

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 （平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		1,055,682
売上原価		652,141
売上総利益		**403,540**
販売費及び一般管理費		225,983
営業利益		**177,557**
営業外収益		
受取利息	9,064	
持分法による投資利益	10,318	
その他	4,126	23,509
営業外費用		
有価証券償還損	794	
為替差損	766	
その他	150	1,710
経常利益		**199,356**
特別利益		
固定資産売却益	821	
投資有価証券売却益	490	
訴訟関連損失戻入額	1,929	3,240
特別損失		
固定資産処分損	366	
投資有価証券売却損	2	
訴訟関連損失	1,138	1,507
税金等調整前当期純利益		**201,090**
法人税、住民税及び事業税	56,977	
法人税等調整額	3,167	60,144
当期純利益		**140,945**
非支配株主に帰属する当期純利益		1,354
親会社株主に帰属する当期純利益		**139,590**

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**949,749**
現金及び預金	472,565
受取手形及び売掛金	197,000
有価証券	172,882
たな卸資産	14,886
繰延税金資産	14,234
その他	78,182
貸倒引当金	△2
固定資産	**213,992**
有形固定資産	**63,109**
建物	23,177
工具、器具及び備品	1,824
土地	36,550
建設仮勘定	325
その他	1,231
無形固定資産	**4,567**
ソフトウェア	2,034
その他	2,533
投資その他の資産	**146,315**
投資有価証券	63,823
関係会社株式	31,397
関係会社出資金	10,419
繰延税金資産	30,650
その他	10,024
貸倒引当金	△0
資産合計	**1,163,741**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**257,034**
支払手形及び買掛金	133,119
未払金	20,871
未払法人税等	35,301
前受金	9,248
賞与引当金	2,910
その他	55,582
固定負債	**7,051**
退職給付引当金	6,000
その他	1,050
負債合計	**264,085**
純資産の部	
株主資本	**883,540**
資本金	**10,065**
資本剰余金	**13,257**
資本準備金	11,584
その他資本剰余金	1,673
利益剰余金	**1,110,897**
利益準備金	2,516
その他利益剰余金	1,108,380
固定資産圧縮積立金	27
別途積立金	860,000
繰越利益剰余金	248,353
自己株式	**△250,679**
評価・換算差額等	**16,114**
その他有価証券評価差額金	16,114
純資産合計	**899,655**
負債純資産合計	**1,163,741**

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 （平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		978,496
売上原価		727,528
売上総利益		**250,968**
販売費及び一般管理費		122,864
営業利益		**128,104**
営業外収益		
受取利息	4,784	
有価証券利息	423	
受取配当金	2,048	
その他	1,449	8,706
営業外費用		
支払利息	634	
有価証券償還損	794	
為替差損	1,925	
その他	27	3,380
経常利益		**133,429**
特別利益		
固定資産売却益	452	
関係会社清算益	101	
投資有価証券売却益	135	
訴訟関連損失戻入額	1,929	2,619
特別損失		
固定資産処分損	364	
訴訟関連損失	1,138	1,502
税引前当期純利益		**134,546**
法人税、住民税及び事業税	34,237	
法人税等調整額	5,300	39,538
当期純利益		**95,007**

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月11日

任天堂株式会社
　取締役会 御中

PwC京都監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松永　幸廣	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田村　透	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、任天堂株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、任天堂株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月11日

任天堂株式会社
　取締役会 御中

PwC京都監査法人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　松永　幸廣　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　田村　透　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、任天堂株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針等については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

任天堂株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　野口　直樹 ㊞

監 査 等 委 員　水谷　直樹 ㊞

監 査 等 委 員　三田村善生 ㊞

監 査 等 委 員　梅山　克啓 ㊞

(注)監査等委員 水谷直樹、三田村善生及び梅山克啓は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権の行使につきましては、当社指定の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使期限
平成30年6月27日(水曜日)
午後5時まで

議決権行使サイト **https://www.web54.net**

アクセス手順 以下はパソコンの画面を表示しております。

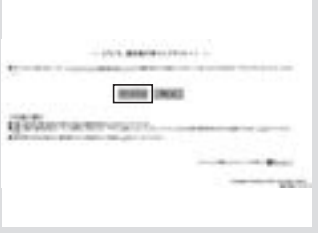

議決権行使ウェブサイトへアクセス
「次へすすむ」をクリック



ログインする
お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック



パスワードの入力
お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください

議決権行使のお取り扱いについて

1 インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」が必要となります。

2 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものといたします。

3 インターネットにより複数回にわたって議決権の行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。

4 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
フリーダイヤル
0120(652)031
受付時間 午前9時～午後9時

[機関投資家の皆様へ]

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会会場ご案内図

任天堂本社開発棟
7階会議室

〒601-8502 京都市南区東九条南松田町2番地1

■受付は午前９時より開始いたします。

開催場所は任天堂株式会社「本社開発棟」ですので、お間違いのないようにご注意ください。



交通のご案内

■京都市営地下鉄烏丸線
「十条駅」出口３・４番より徒歩約８分

■近鉄京都線
「十条駅」出口より徒歩約８分

※駐車スペースに限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮ください。

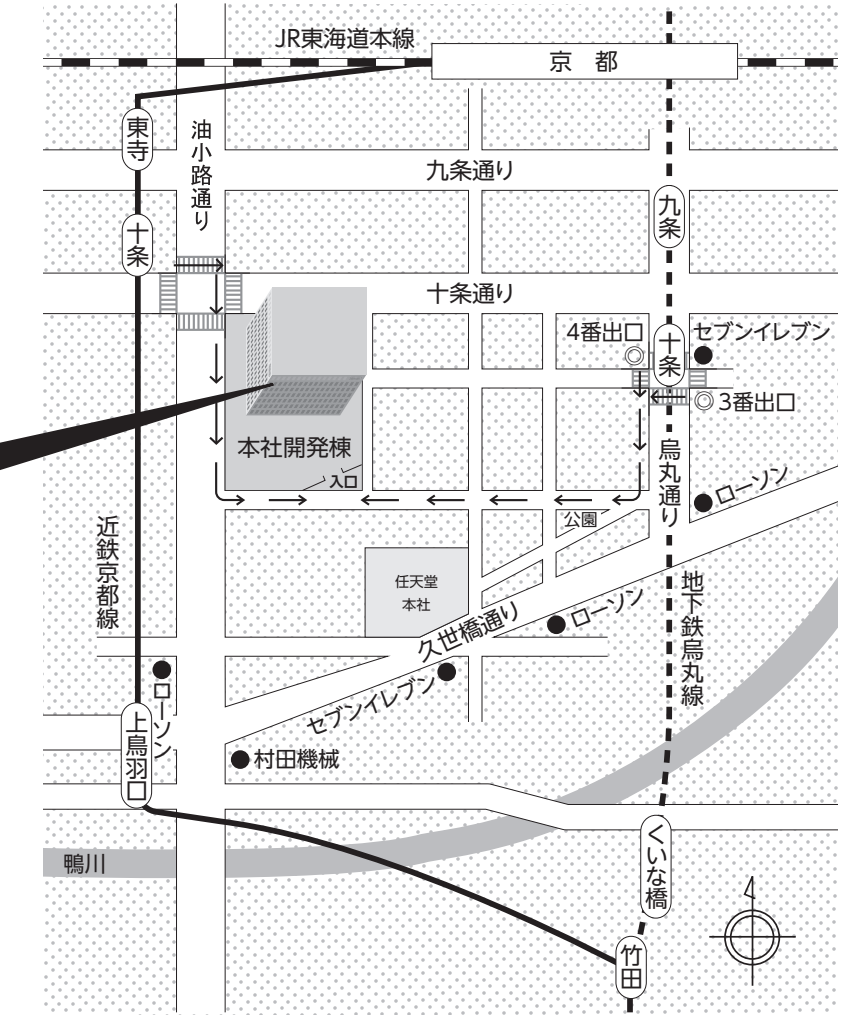

任天堂株式会社

https://www.nintendo.co.jp/

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT